

ポイント 連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に以下の書類を提出しなければなりません。

A2

1. 個別帰属額の届出書の写し

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付します。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主資本等変動計算書
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 事業概況書

2. 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類